

大阪市障害者支援計画・障害福祉計画（案）の概要

【大阪市障害者支援計画・障害福祉計画とは】

大阪市障害者支援計画・障害福祉計画は、障害者基本法第11条第3項に基づく「市町村障害者計画」と障害者自立支援法第88条に基づく「市町村障害福祉計画」を一体的に策定するものです。障害のある人に関わる大阪市の施策を総合的に進めるための計画です。平成24年度から平成29年度までの6年間を計画期間とします。（ただし、障害福祉計画は平成26年度までの3年間を計画期間とします。）

【障害者施策の基本的な考え方】

障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会を実現を目指します。

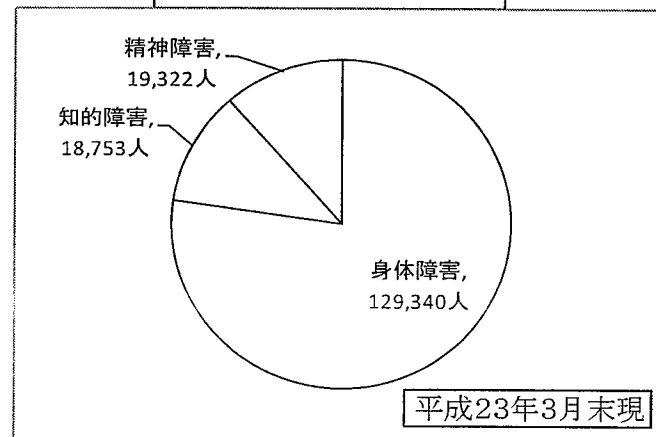
基本方針

（１）個人として尊重する

（２）社会参加の機会を確保する

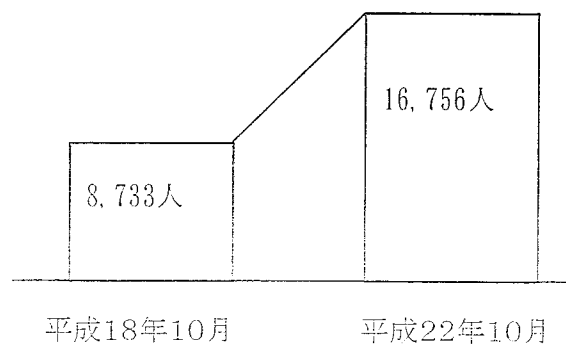
（３）地域での自立生活を推進する

大阪市の障害者手帳交付



障害福祉サービスの利用状況

○利用者数の推移（4年間で約2倍）



【計画推進にあたっての基本的な方策】

- 生活支援のための地域づくり
- ライフステージにそった支援
- 多様なニーズに対応した支援
- 権利擁護の視点に立った取り組みの推進
- 支援の担い手の資質の向上
- 調査研究の推進

共に支えあって暮らすために

- ①啓発・広報の充実
- ②福祉教育・人権教育の充実
- ③コミュニケーション・情報収集等に関する施策の充実
- ④地域での交流の推進

地域での暮らしを支えるために

- ①サービス利用の支援
- ②相談、情報提供体制の充実
- ③虐待防止のための取り組み
- ④在宅福祉サービス等の充実
- ⑤居住系サービス等の充実
- ⑥日中活動系サービス等の充実
- ⑦障害のある子どもへの支援の充実

地域で学び・働くために

- ①就学前教育の充実
- ②義務教育段階における教育の充実
- ③後期中等教育段階における教育の充実
- ④生涯学習や相談・支援の充実
- ⑤教職員等の資質の向上
- ⑥就業の推進
- ⑦就業支援のための施策の展開

地域生活への移行

- I 入所施設利用者の地域移行
- ①地域移行支援の推進
- ②地域定着支援の推進
- ③施設入所への対応
- II 入院中の精神障害のある人の地域移行
- ①地域活動支援センター等との連携
- ②精神科病院との連携
- ③精神科病院入院者への啓発
- ④家族及び地域住民への理解のための啓発

住みよい環境づくりのために

- ①生活環境の整備
- ②移動手段の整備
- ③暮らしの場の確保
- ④防災・防犯対策の充実

地域で安心して暮らすために

- ①総合的な保健、医療施策の充実
- ②地域におけるリハビリテーション・医療の充実
- ③療育支援体制の整備
- ④精神保健福祉活動の推進と医療体制の整備

【数値目標】

- 1 入所施設利用者の地域移行
平成26年度末までに798人を地域生活に移行
- 2 入院中の精神障害のある人の地域移行
平成26年度末までに社会的入院者数を852人に削減する
- 3 福祉施設からの一般就労
平成26年度中に福祉施設から一般就労に移行する人を340人とする
（平成17年度の移行者数の4倍）

【主な障害福祉サービスの見込量】

		平成24年度	平成25年度	平成26年度
訪問系サービス （居宅介護・重度訪問介護・行動援護・同行援護）	月あたり利用者数	10,013 人	11,305 人	12,540 人
	月あたり利用時間	425,436 時間	473,987 時間	521,902 時間
		平成24年度	平成25年度	平成26年度
通所系サービス （生活介護・自立訓練・就労移行支援・就労継続支援）	月あたり利用者数	8,452 人	8,701 人	8,949 人
	月あたり利用日数	132,735 日	136,464 日	140,179 日
		平成24年度	平成25年度	平成26年度
居住系サービス	グループホーム・ケアホーム	1,829 人	1,994 人	2,174 人
	施設入所支援	1,507 人	1,479 人	1,451 人

大阪市障害者支援計画・障害福祉計画(案)

(概要版)

大阪市障害者支援計画（案）の概要

第 1 部 総論

第1章 計画の基本的考え方

○計画の位置付け

障害者基本法に基づく障害者支援計画と
障害者自立支援法に基づく障害福祉計画
を一体的に作成

○計画の期間

障害者支援計画は平成24年度から29年度
障害福祉計画は平成24年度から26年度

○計画の対象

障害者基本法において障害者と定義され
ているもの。

○計画の基本理念・基本方針

- (1) 個人として尊重する
- (2) 社会参加の機会を確保する
- (3) 地域での自立生活を推進する

○計画の推進体制

大阪市障害者施策推進協議会及びその
部会による当事者意見等の反映

○障害者制度改革との関係

障害者基本法の改正をはじめとする
「障害者権利条約」の批准をめざし
た制度改革や障害者自立支援法の改
正、障害者虐待防止法の制定も踏ま
えて作成

第2章 大阪市のこれまでの取り組み と今後の方向性

○大阪市のこれまでの取り組み

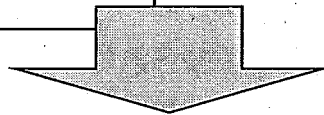
「障害者対策に関する大阪市長期計画」
「 ” 新長期計画」
「大阪市障害者支援プラン」

○わが国及び世界の動向

「国際障害者年」
「国連障害者の十年」
「障害者自立支援法」
「WHOがICFを採択」
「障害者権利条約」
「障害者基本法」改正
「障害者虐待防止法」成立

○大阪市の今後の方向性

市民参加のインクルーシブな社会の実現



第3章 計画推進にあたっての基本的な方策

1 生活支援のための地域づくり

2 ライフステージにそった支援

3 多様なニーズに対応した支援

4 権利擁護の視点に立った取り組みの推進

5 支援の担い手の資質の向上

6 調査研究の推進

第 2 部 各論

第 1 章 共に支えあって暮らすために

- ①啓発・広報の充実
- ②福祉教育・人権教育の充実
- ③コミュニケーション・情報収集等に関する施策の充実
- ④地域での交流の推進

第 2 章 地域での暮らしを支えるために

- ①サービス利用の支援
- ②相談、情報提供体制の充実
- ③虐待防止のための取り組み
- ④在宅福祉サービス等の充実
- ⑤居住系サービス等の充実
- ⑥日中活動系サービス等の充実
- ⑦障害のあるこどもへの支援の充実
- ⑧スポーツ・文化活動の振興

第 2 章の 2 地域生活への移行

I 入所施設利用者の地域移行

- ①地域移行支援の推進
- ②地域定着支援の推進
- ③施設入所への対応

II 入院中の精神障害のある人の地域移行

- ①地域活動支援センター等との連携
- ②精神科病院との連携
- ③精神科病院入院者への啓発
- ④家族及び地域住民への理解のための啓発
- ⑤地域保健医療と多職種チームとの連携

第 3 章 地域で学び・働くために

- ①就学前教育の充実
- ②義務教育段階における教育の充実
- ③後期中等教育段階における教育の充実
- ④生涯学習や相談・支援の充実
- ⑤教職員等の資質向上
- ⑥就業の推進
- ⑦就業支援のための施策の展開
- ⑧福祉施設からの一般就労

第 4 章 住みよい環境づくりのために

- ①生活環境の整備
- ②移動手段の整備
- ③暮らしの場の確保
- ④防災・防犯対策充実

第 5 章 地域で安心して暮らすために

- ①総合的な保健、医療施策の充実
- ②地域におけるリハビリテーション・医療の充実
- ③療育支援体制の整備
- ④精神保健福祉活動の推進と医療体制の整備
- ⑤難病患者への支援

第1部 総論

第1章 計画の基本的考え方

1 計画の位置づけ

- ・障害のある人に関わる施策を総合的に進めるための計画です。
- ・「障害者基本法」と「障害者自立支援法」に基づいています。
- ・大阪市の他の関連する計画との連携を図ります。

2 計画の期間

- ・この計画は平成24年度から29年度までの6年間を計画期間とします。
- ・中間年に、見直しを行うことを検討します。
- ・ただし、第3部は、平成24年度から26年度までの3年間を計画期間とします。

3 計画の基本理念・基本方針

誰もが障害の有無にかかわらず、人格と個性を尊重し合いながら共生する社会を実現するため、次の3つを基本方針とします。

(1) 個人として尊重する

障害があるからといって差別されることなく、人格と個性を尊重し合いながら、共に地域で生活できるよう支援します。

(2) 社会参加の機会を確保する

地域で生活する者として、あらゆる分野の活動に参加できるよう、支援します。

(3) 地域での自立生活を推進する

地域で自立した生活ができるよう支援します。

第2章 計画推進にあたっての基本的な方策

1 生活支援のための地域づくり

- ・見守りや発見、震災や火事等の緊急時の助け合いなどのため、区よりもさらに身近な地域での取り組みを進めていきます。
- ・ボランティア・NPOの活動を支援し、振興を図ります。

2 ライフステージに沿った支援

- ・一人ひとりのライフステージに沿った支援が途切れることなく提供できる支援体制をつくります。

3 多様なニーズに対応した支援

- ・高次脳機能障害や発達障害のある人などの、多様なニーズに対応した適切な支援を進めていきます。
- ・障害のある単身生活者の増加や高齢化などの実態を踏まえて支援のあり方に

ついて検討を進めます。

- ・医療的ケアを必要とする障害のある人の地域での生活を支えるため、医療、保健、福祉が連携した支援体制の構築について検討を進めます。

4 権利擁護の視点に立った取り組みの推進

- ・障害のある人が社会参加していくために、それぞれの生活場面で必要な合理的な配慮を進めます。
- ・平成23年6月に制定された「障害者虐待防止法」に基づき、障害のある人の権利利益を守ります。
- ・障害のある人自身が、権利侵害に対し自ら主張していく力をつけていけるよう支援します。
- ・ピアカウンセリングなど障害当事者のさまざまな活動を支援します。

第2部 各論

第1章 共に支えあって暮らすために

障害のある人に対する差別や偏見が今でも見られます。

また、視覚障害や聴覚障害、知的障害のある人などコミュニケーションに障害のある人たちに対してそれぞれに適した支援が必要です。

また、情報収集等に関しても同様に地域生活に必要な情報の収集、自己選択・自己決定の推進の観点から支援が必要です。

(1) 啓発・広報の推進

- ・パンフレット等の作成やホームページの活用により、地域の人たちの障害のある人に対する理解が深まるよう、啓発を進めます。

(2) 人権教育・福祉教育の充実

- ・学校では、障害のある人に対する認識と理解をこどもの頃から深めるための学習を進めます。また、地域においてもいろいろな講習会を開きます。

(3) コミュニケーション・情報収集等に関する

合理的配慮の推進

- ・地域での生活に必要な情報について、障害の状況や特性に応じて、わかりやすく活用しやすい形で提供します。

(4) 地域での交流の推進

- ・障害のある人が地域生活を行う中での自然な交流を通じて障害のある人、ない人の相互理解が進み、地域での共生がより一層進んでいく好循環を生み出していくように支援します。

第2章 地域での暮らしを支えるために

障害のある人が必要な福祉サービスを安心して適切に利用することができるよう、サービスを利用するために必要な情報の収集や判断が難しい人を支援します。

平成23年6月に「障害者虐待防止法」が制定されました。障害のある人に対する虐待を早期に発見し、適切な対応を行うことができるよう、また未然防止について関係機関が連携して取り組めるよう体制を整備する必要があります。

平成23年6月にスポーツ基本法が制定されました。大阪市でも地域でのスポーツ・文化活動を推進します。

(1) サービス利用の支援

- ・判断能力が不十分なため契約等を行うことが困難な人が、円滑に福祉サービスを利用できるよう、大阪市成年後見支援センターや関係機関が互いに連携して支援します。
- ・福祉サービス利用援助、日常生活の金銭管理サービス等を行うあんしんさばーと事業を行います。

(2) 相談、情報提供体制の充実

- ・各区に「区障害者相談支援センター」を設置します。
- ・地域における精神保健福祉相談の充実を図るため、区保健福祉センターと地域活動支援センター（生活支援型）などが連携して支援します。

(3) 虐待防止のための取り組み

- ・障害のある人に対する虐待の早期発見、未然防止に向けて関係機関が連携して取り組めるよう体制の強化を図ります。
- ・虐待の防止、早期発見につながるよう、広く市民に対して啓発や広報を行っています。

(4) 在宅福祉サービス等の充実

- ・障害のある人や難病患者へのホームヘルプや短期入所などの在宅福祉サービスを充実させます。

(5) 居住系サービス等の充実

- ・障害のある人たちが一緒に暮らすグループホーム、ケアホームの設置促進に努めます。

(6) 日中活動系サービス等の充実

- ・障害のある人が通所して利用する施設については、一人ひとりが必要とするサービスを利用できるように充実させます。

(7) 障害のある子どもへの支援の充実

- ・児童福祉法が改正され、平成24年度から障害児支援の強化が図られています。身近な地域において適切な療育支援や福祉サービスが受けられるよう障害のある児童に対する支援を充実させます。

(8) スポーツ・文化活動の振興

- ・障害のある人が自主的かつ積極的にスポーツ等を行うことができるよう支援します。

第2章の2 地域生活への移行

入所施設利用者、及び入院中の精神障害のある人の地域移行

障害のある人もない人も、ともに地域で生活できるように、施設に入所している人が施設を出て、地域生活に移行するための取り組みを進めています。また、精神科病院での社会的入院を解消するための取り組みを行います。

(1) 地域移行支援の推進

- ・地域移行や地域定着の支援とは、「施設・病院から地域に生活の場を移すだけの支援」ではなく、「施設・病院での生活から自らが望む暮らし方をつくりあげる支援」すなわち「一人ひとりの地域における生活づくりの支援」ととらえ、取り組みを進めます。

(2) 地域定着支援の推進

- ・施設や病院を出た後の地域生活を支えるグループホーム等の住まいや福祉サービスの充実を図ります。

(3) 精神科病院との連携

精神科病院に入院している大阪市民のほとんどは大阪市外の病院に入院していますが、各精神科病院を訪問して地域生活への移行に積極的に取り組んでいます。

(4) 精神科病院入院者への啓発

入院中の対象者に対して、ピアサポーターによる啓発を今後も継続的に実施していきます。

(5) 家族及び地域住民への理解のための啓発

市民啓発に取り組み、精神科病院へ長期入院している方の事情や支援の取り組みの理解を図っていきます。

第3章 地域で学び・働くために

障害のあるこどもが、自立に向けて可能性を伸ばせるよう、地域の幼稚園・保育所・学校などが、一人ひとりにあった教育・保育を進めます。

また、働きたいと思っている障害のある人が、働けるように支援します。

(1) 就学前教育の充実

- ・地域社会の中で共に育ちあう教育・保育を進めます。

(2) 義務教育段階における教育の充実

- ・小・中学校で共に学び育ちあう教育を進めます。
- ・特別支援学校は、特別支援教育のセンターとして、学校や保護者の相談を受

けるようにします。

(3) 後期中等教育段階における教育の充実

- ・卒業後の地域での自立と社会参加に向けて、一人ひとりにあった目標を立てて、自分の生き方を選ぶ力を育てます。また、職業教育も進めます。

(4) 生涯学習や相談・支援の充実

- ・図書館等の社会教育施設や地域施設について、障害のある人が利用しやすくします。
- ・事業やイベントを実施する際には、手話通訳や要約筆記をつけるなど、参加しやすくなるよう努めます。

(5) 就業の促進

- ・障害の特性や状況にあったいろいろな働き方にあった能力開発を進めます。

(6) 就業支援のための施策の展開

- ・障害のある人が働き続けられるよう、仕事と生活の両面から支援できるよう、障害者就業・生活支援センターなどの機関が協力するよう取り組みを進めます。

(7) 福祉施設からの一般就労

- ・就労移行支援事業の支援力の強化を図ります。
- ・就労支援員などの支援者の育成及び情報共有に向けた取り組みを進めます。

第4章 住みよい環境づくりのために

障害のある人が地域で安心して生活し、社会参加できるよう、グループホームなどの住む場所を確保したり、建物や施設を利用しやすくしたり、電車やバスでの移動をしやすくします。

(1) 生活環境の整備

- ・「大阪市ひとにやさしいまちづくり整備要綱」に基づき、大阪市の建物をはじめ、たくさんの人が利用する民間の建物について、障害のある人をはじめ、すべての人が利用しやすくなるよう努めます。

(2) 移動手段の整備

- ・市営交通機関のバス停留所施設や地下鉄駅舎の整備について、障害のある人をはじめ全ての人が利用しやすいよう配慮した施設整備を行います。
- ・民間鉄道についても、エレベーターの設置やバリアフリー化を働きかけます。

(3) 暮らしの場の確保

- ・障害のある人が生活しやすい住宅を供給するとともに、住宅を借りやすくなるよう民間事業者に働きかけます。

(4) 防災・防犯対策の充実

- ・障害のある人をあらゆる災害から守るため、施設及び住宅の防災体制の強化を図ります。

- ・日頃から、個人情報保護に気をつけながら、障害のある人の状況を把握するとともに、障害のある人に対して避難訓練などへの参加を働きかけ、地域の理解を深めて身近な地域での助け合いを進めます。
- ・避難所などで必要な福祉サービスが引き続き利用できるよう、協力体制の構築を図ります。
- ・近隣での日々の見守りや声かけができるような、地域づくりを支援します。
- ・障害のある人に対する悪質商法の被害を防止するための啓発を行います。

第5章 地域で安心して暮らすために

障害のある人が安心して医療を受けられるよう、医療を提供する仕組みの充実に努めます。また、保健・医療・福祉のいろいろな機関が協力して支援を進めます。

(1) 総合的な保健、医療施策の充実

- ・障害のある人が身近な地域で適切な医療を受けられるよう受診の支援に努めます。

(2) 地域におけるリハビリテーション・医療の充実

- ・各関係施設、機関などが連携し、地域でリハビリテーションが受けやすくなるようにします。また、市民病院のリハビリテーション部門の機能の充実を進めます。

(3) 療育支援体制の整備

- ・障害のあるこどもが、早い時期から療育を受けられるよう、各機関が連携します。

(4) 精神保健福祉活動の推進と医療体制の整備

- ・精神障害のある人の相談体制の充実を図るため、区保健福祉センター、地域活動支援センター（生活支援型）などが連携し、専門機関であるところの健康センターが技術的支援を行います。
- ・身近なところで精神科入院医療を受けられる方策について検討します。

(5) 難病患者への支援

- ・特定疾患患者に対する保健事業の充実に努めます。

第3部 大阪市障害福祉計画（案）（平成24年度～26年度）の概要

【地域生活及び一般就労への移行目標】

◆入所施設利用者の地域移行

○平成26年度末までの地域移行目標：798人

平成22年度末現在の地域移行者数462人と大阪市から施設入所した人のうち施設により地域移行に向けた支援内容が個別支援計画に書かれている施設入所者336人

○平成26年度末の施設入所者数の削減目標：106人

平成17年10月時点の施設入所者の6%にあたる106人

平成26年度末の施設入所者数：1,760人 → 1,451人

◆入院中の精神障害のある人の地域移行

○平成26年度時点の入院期間1年未満の平均退院率：76%

国の目標値である76%を設定

○入院期間が5年以上かつ65歳以上の退院者数：年間約150人

平成22年精神科在院患者調査における退院者数127人の20%増

○社会的入院者数の削減目標：906人 → 852人

平成22年精神科在院患者調査により退院可能者906人の6%にあたる54人減

○精神障害者地域移行支援事業による地域移行者数：年間20人

退院支援を行う新規の年間事業利用者数22人の退院者率90%

◆福祉施設からの一般就労

○平成26年度における福祉施設からの一般就労者数値目標：340人

平成17年度の実績85人の4倍

【大阪市地域生活支援事業】（任意事業）

事業名	単位	24年度	25年度	26年度
訪問入浴サービス事業	年間利用件数	16,054件	17,120件	18,256件
日中一時支援事業	月あたり利用人員 ・利用日数	295人 1,902日	295人 1,902日	295人 1,902日
福祉ホーム事業	箇所数	3箇所	3箇所	3箇所
手話通訳奉仕員養成事業	年間研修受講者数	1,080人	1,080人	1,080人
要約筆記奉仕員養成事業	年間研修受講者数	40人	40人	40人

【各年度の指定障害福祉サービスまたは指定相談支援ごとの必要な量の見込み】

訪問系サービス及び短期入所

サービス種別	単位	24年度	25年度	26年度
訪問系サービス 合計	月あたり利用 人員・利用時間	10,013人 425,436時間	11,305人 473,987時間	12,540人 521,902時間
居宅介護 (ホームヘルプ)	月あたり利用 人員・利用時間	7,584人 169,697時間	8,471人 189,551時間	9,462人 211,728時間
同行援護	月あたり利用 人員・利用時間	757人 21,428時間	1,009人 28,569時間	1,086人 30,768時間
重度訪問 介護	月あたり利用 人員・利用時間	1,492人 229,722時間	1,629人 250,856時間	1,778人 273,934時間
行動援護	月あたり利用 人員・利用時間	180人 4,589時間	196人 5,011時間	214人 5,472時間
短期入所 (ショートステイ)	月あたり利用 人員・利用日数	626人 4,489日	662人 4,744日	700人 5,013日

居住系サービス

サービス種別	単位	24年度	25年度	26年度
共同生活援助 (グループホーム)	月あたり 利用人員	1,829人	1,994人	2,174人
共同生活介護 (ケアホーム)				
施設入所支援	月あたり 利用人員	1,507人	1,479人	1,451人

日中活動系サービス

サービス種別	単位	24年度	25年度	26年度
生活介護	月あたり利用 人員・利用日数	4,971人 81,027日	5,018人 81,793日	5,065人 82,560日
自立訓練 (機能訓練)	月あたり利用 人員・利用日数	90人 1,255日	90人 1,255日	90人 1,255日
自立訓練 (生活訓練)	月あたり利用 人員・利用日数	171人 3,056日	171人 3,056日	171人 3,056日
就労移行支援	月あたり利用 人員・利用日数	462人 6,329日	516人 7,069日	569人 7,795日
就労継続支援 (A型)	月あたり利用 人員・利用日数	82人 1,490日	92人 1,672日	102人 1,853日
就労継続支援 (B型)	月あたり利用 人員・利用日数	2,676人 39,578日	2,814人 41,619日	2,952人 43,660日
療養介護	月あたり 利用人員	18人	18人	18人

指定相談支援

サービス種別	単位	24年度	25年度	26年度
計画相談支援	月あたり 利用人員	2,877人	3,769人	4,660人
地域移行支援	月あたり 利用人員	106人	106人	106人
地域定着支援	月あたり 利用人員	342人	342人	342人

【大阪市地域生活支援事業】(必須事業)

事業名	単位	24年度	25年度	26年度
相談支援事業	箇所数	25箇所	25箇所	25箇所
住宅入居等 支援事業	箇所数	24箇所	24箇所	24箇所
成年後見制度利 用支援事業	箇所数	24箇所	24箇所	24箇所
地域自立支援協 議会	箇所数	25箇所	25箇所	25箇所
発達障害者支援センター 運営事業	箇所数・年間 実利用者数	1箇所 1,610人	1箇所 1,610人	1箇所 1,610人
障害児等療育支 援事業	箇所数	14箇所	14箇所	14箇所
コミュニケーション 支援事業	年間実利用者数 ・延派遣件数	407人 1,612件	407人 1,612件	407人 1,612件
移動支援事業	月あたり利用 人員・利用時間	4,826人 118,228時間	5,003人 121,840時間	5,388人 131,221時間

事業名	単位	24年度	25年度	26年度
日常生活用具 給付等事業	年間給付 件数	60,087件	62,990件	66,038件
介護訓練支援用具		238件	238件	238件
自立生活支援用具		1,187件	1,234件	1,283件
在宅療養等支援用具		496件	513件	531件
情報・意思疎通支援用具		1,250件	1,250件	1,250件
排泄管理支援用具		56,776件	59,615件	62,596件
住宅改修費		140件	140件	140件
地域活動支援センター				
生活支援型	箇所数	9箇所	9箇所	9箇所
活動支援 A型	箇所数	81箇所	81箇所	81箇所
活動支援 B型	箇所数	13箇所	13箇所	13箇所

